

船橋市ナラ枯れ防除資材支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ナラ枯れ被害の防除を図るため、森林ボランティア団体又は森林所有者に対して、予算の範囲内において、必要となる資材を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ナラ枯れ ナラ類等の樹木がカシノナガキクイムシにより運び込まれたナラ菌等により枯死することをいう。
- (2) 森林ボランティア団体 森林の整備や保全活動などの市民公益活動を行う法人その他の団体のうち、本市に主たる事務所等を有し、本市において活動を行うものをいう。
- (3) 森林所有者 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する者で、本市に森林の土地を所有するものをいう。

(支給対象者)

第3条 資材の支給対象者は、次に掲げる要件を満たす森林ボランティア団体又は森林所有者とする。

- (1) 被害木を所有し、若しくは管理する者又は当該被害木が存する土地の所有者
 - (2) 保護したい健全木を所有し、若しくは管理する者又は当該健全木が存する土地の所有者
 - (3) その他市長が適当であると認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は資材の支給対象者としなない。
- (1) 宗教上の組織又は団体若しくは政治団体
 - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
 - (3) 支給される資材を使用予定の森林について、森林以外の用途に変更を予定している者
 - (4) その他市長が適当でないと認める者

(支給する資材の種類)

第4条 支給する資材は、粘着シートとする。

(防除の方法)

第5条 防除の方法は、次のとおりとする。

- (1) 被害木については、樹幹を粘着シートの粘着面を内向きにして被覆する。
- (2) 健全木については、樹幹を粘着シートの粘着面を外向きにして被覆する。

(支給の申請)

第6条 資材の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 船橋市ナラ枯れ防除資材支給申請書兼受領書（第1号様式）
- (2) 森林の位置図
- (3) 被害木又は健全木の現況写真

(支給の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは申請者に資材を支給し、不支給を決定したときは船橋市ナラ枯れ防除資材不支給決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第8条 資材の支給を受けた者（以下「利用者」という。）は、防除作業終了後、ナラ枯れ防除実施状況報告書（第3号様式）を市長に提出するとともに、支給された資材に残りが生じたときは、速やかに当該資材を返却しなければならない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 支給された資材を、防除以外の用途に使用しないこと。
- (2) 支給された資材を譲渡し、交換し、及び転貸しないこと。
- (3) 使用済みの資材は、適切に処分すること。

(支給決定の取消)

第10条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支給の決定を受け、又はこの要綱の規定に違反したときは、支給の決定を取り消し、又は既に支給した資材の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

(申請者)

住 所：〒 船橋市

氏名又は団体名：

(団体の場合は代表者氏名)

代表者氏名：

連絡先：

船橋市ナラ枯れ防除資材支給申請書兼受領書

ナラ枯れ防除資材について、以下の事項を確認のうえ、次のとおり申請します。

森林所在地	主な土地所有者名 <small>※申請者と異なる場合のみ</small>	主な樹種	対象 樹木数(本)	資材 <small>(粘着シート)</small> 必要数(枚)
船橋市				
船橋市				

〈添付書類〉①被覆対象の森林の位置図、②被覆対象の被害木又は健全木の現況写真

【確認事項】

- 資材は森林で使用するものとし、宅地・畑等では使用できないこと
- 資材設置時及び防除作業終了時の写真を添えて実施状況を報告すること
- 資材の使用にあつては製品の説明事項を確認すること

【遵守事項】

- (1) 支給された資材を、防除以外の用途に使用しないこと
- (2) 支給された資材を譲渡し、交換し、及び転貸しないこと
- (3) 使用済みの資材は、適切に処分すること

上記遵守事項を了承のうえ、資材(粘着シート 枚)を受領しました。

令和 年 月 日 受領者名(署名) _____

第2号様式

年 月 日

ナラ枯れ防除資材不支給決定通知書

様

船橋市長

印

年 月 日付で申請のありましたナラ枯れ防除資材については、次の理由により支給しないことにしましたので通知します。

理由

年 月 日

ナラ枯れ防除実施状況報告書

船橋市長 あて

申請者)

住 所 : 〒 船橋市

氏名又は団体名:

(団体の場合は代表者氏名)

代表者氏名 :

連 絡 先 :

ナラ枯れ防除作業が終了しましたので、実施状況写真を添えて報告します。
また、資材の残りが下記のとおり発生したため、返却します。

記

支給枚数	枚		
使用枚数	枚	残枚数	枚
実施状況	【カシノナガキクイムシの捕獲状況について】 【資材について】 【その他】		

〈添付書類〉

- ・実施状況（資材設置時及び防除作業終了時）の写真